



平成 25 年 7 月 3 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 久保玲士
(コード番号 8925 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 3 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式の募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1)	払込期日	平成 25 年 7 月 31 日
(2)	発行新株式数	普通株式 8,955,224 株
(3)	発行価額	普通株式 1 株につき 134 円
(4)	調達資金の額	1,200,000,016 円 (調達資金の額 1,200,000,016 円のうち、449,999,872 円は金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。）によるため、金銭の払込はなされません。)
(5)	募集又は割当方法 (割当予定先)	秋元竜弥 8,955,224 株
(6)	その他	新株式の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び平成 25 年 7 月 30 日開催予定の臨時株主総会における新株式発行に関する議案の承認を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 13 年から、中古マンション再活事業（企業の社宅や民間の一棟マンションを仕入れて、リフォームを施し、管理組合の設立準備や区分登記等をして付加価値を高めた上で、顧客に販売する事業）を中核とする不動産事業を行ってまいりました。中古マンションは新築マンションに比べて価格の優位性があり、販売は好調に推移してまいりました。平成 16 年以降、当社は、投資ファンドや J-REIT 等による不動産市場への進出と中古マンション市場の活性化を受けて、全国に 9 支店、30 営業所を開設し、また、投資関連事業（収

益物件を仕入れ、不動産ファンド等に販売する事業）及び、開発事業（用地を仕入れ、大型物件の建築等の開発を行う事業）に事業を拡大いたしました。平成 19 年 8 月には、ゴールドマン・サックスグループから第三者割当増資により約 200 億円、社債の発行により約 100 億円を調達し、これを原資として積極的に物件を購入し、開発事業の全国的な展開を図りました。

しかし、サブプライムローン問題の顕在化により、平成 19 年冬ころから、外国資本の投資ファンドの多くが国内の不動産事業から撤退し、また、市場全体の景気の悪化により金融機関の融資姿勢が消極的になったこと等を受けて、当社を取り巻く経済環境は急激に悪化いたしました。不動産投資市場の沈静化により当社が保有する不動産の価格は急激に下落いたしましたため、当社は多額の損失を計上し、資金繰りも急速に悪化いたしました。

その間、当社は人員や経費の削減、子会社の切り離し等の自助努力を行い、損益の改善を図りましたが、抜本的な改善には至りませんでした。

また、当社は不動産の評価損の計上等により平成 21 年 7 月期（連結）において約 195 億円の債務超過となり、東京証券取引所マザーズ市場への上場を維持するために平成 22 年 7 月期末までに債務超過を解消する必要がありました。

このようなことから、当社は平成 22 年 3 月 2 日に今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生 ADR 手続を利用することを申請し、平成 22 年 6 月 29 日に事業再生 ADR 手続が成立しました。

そして、事業再生 ADR 手続における金融支援策や第三者割当増資により平成 22 年 7 月期において債務超過を解消しました。

その後、当社は事業再生 ADR 手続の対象となる販売用不動産や新規仕入物件の売却に注力してまいりました。しかしながら、不動産市況の低迷を受け、当社が計画する価格での不動産の販売が思うように進みませんでした。

平成 24 年 7 月期において、事業再生 ADR 手続の対象となる販売用不動産の簿価を切り下げて販売したこと、また、平成 25 年 7 月期に入ってから平成 24 年 7 月期に係る有価証券報告書の提出日までに、簿価を下回って販売用不動産を売却する目途がたった物件について平成 24 年 7 月期末に遡って簿価を切り下げたことから、平成 24 年 7 月期において、46 億 57 百万円の売上総損失を計上しました。当社は、販売費及び一般管理費の削減に努めましたもののこの損失をカバーすることができず、51 億 32 百万円の営業損失、51 億 76 百万円の経常損失、44 億 69 百万円の当期純損失を計上し、その結果、自己資本が 43 億 44 百万円の債務超過となりました。

平成 25 年 7 月期までに債務超過の状態が解消しない場合、当社は株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触することから、当社は債務超過の解消に取り組んでまいりました。これまで金融債権者と当社に対する債権の取り扱いについて協議し、協議が整った金融機関からは債務免除を受け、今期に入ってから債務免除の額は約 38 億円にのぼりました。その結果、平成 25 年 4 月 30 日時点で 8 億 28 百万円の債務超過にまで縮小しましたが、未だに債務超過の状態にあります。当社はこの債務超過を解消する方策を検討してまいりました。

債務超過を解消する方策として、上記の債務免除のほかに、当社の主力事業である不動産事業による営業収益の拡大も考えられますが、営業収益の拡大のみによって平成 25 年 7 月期末までの限られた期間内で債務超過を解消することは困難であります。また、当社は過去 5 年間連続して営業損失、経常損失を計上しており、今期の業績も平成 25 年 7 月期第 3 四半期までは営業損失、経常損失を計上しております。かかる状況では公募増資による資金調達は困難であります。このため、当社としては、第三者割当による新株式の発行により自己資本を充実させていく方法が最善の方法と判断しました。

本第三者割当増資により、平成 25 年 7 月 3 日現在の当社の発行済株式の総議決権に対して 61.8%の割合で希薄化が生じ、これによる既存株主に対する影響が考えられます。しかしながら、当社が本第三者割当増資を行わない場合、当社は 2 期連続の債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触することとなり、その場合には既存株主の皆様は流通市場における自由な株式の売買ができなくなります。このことは既存株主の皆様に対して不利益をもたらすものと考えております。当社は、株式価値の希薄化の影響を伴うものの、本第三者割当増資を行うことが既存株主の皆様の利益につながるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	750,000,144 円
②	発行諸費用の概算額	10 百万円
③	差引手取概算額	740,000,144 円

(注 1) 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(注 2) 発行諸費用は主に、登記関連費用、臨時株主総会開催費用、弁護士費用等からなります。

(注 3) 本第三者割当増資発行価額のうち 449,999,872 円は、D E S によるものであるため、金銭として払込まれる予定の金額は 750,000,144 円であります。

(注 4) 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

秋元竜弥氏が当社に対して有する金銭債権 4 億 50 百万円のうちの 449,999,872 円

秋元竜弥氏は当社に対し、表記載のとおり元本総額 4 億 50 百万円（未払利息 3,750,131 円（平成 25 年 7 月 3 日現在））の金銭債権を有しており、本第三者割当増資は上記金銭債権の 4 億 50 百万円のうちの 449,999,872 円を現物出資の目的とする D E S の方法で行います。なお、当社は秋元竜弥氏との間で、本有価証券届出書による届け出の効力発生及び本第三者割当増資が平成 25 年 7 月 30 日開催予定の当社の臨時株主総会で承認されることを条件として、上記金銭債権の元本の弁済期日を、いずれも新株式の払込期日である平成 25 年 7 月 31 日とすることを合意しております。そのため、金銭債権の現物出資につき、検査役による調査・報告は行われません。また、D E S 対象額 449,999,872

円と債権額4億50百万円との差額128円及び上記金銭債権に係る未払利息の額は、引き続き当社の秋元竜弥氏に対する債務となります。

DES対象借入金および借入利息目録

平成25年7月3日現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息金額
平成25年3月15日	平成25年10月22日 (注)1、2	120,000,000円	5.0% (注)1	1,311,778円
平成25年4月23日	平成25年10月22日 (注)2	180,000,000円	5.0%	1,775,341円
平成25年5月22日	平成25年10月22日 (注)2	80,000,000円	5.0%	471,232円
平成25年6月14日	平成25年10月22日 (注)2	70,000,000円	5.0%	191,780円

- (注) 1 当社は、平成25年3月15日付で秋元竜弥氏から1億20百万円を借り入れ、当初、利率を事業再生ADR手続における利率と同一条件である1.0%、借入期間を3年間とし、3年後に当社が獲得する自己資金により返済することを想定しておりました。しかしながら、秋元竜弥氏から、債務超過の状態である当社の財政状態に鑑み、利率を含む貸付条件について変更を要請されたことから、平成25年4月23日付で、利率5.0%、弁済期日平成25年10月22日に貸付条件を変更する契約を締結いたしました。
- 2 当社は、平成24年7月期において債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止猶予期間に入りました。当社は2期連続の債務超過による上場廃止を回避すべく、種々の施策を講じてまいりました。その中で重要な課題となったのは、金融機関である債権者との債権処理交渉でありました。限られた経営資源を全て動員しても、既存の債務の処理が重くのしかかっており、これら債務処理の結果がその後の当社の債務超過の解消に大きく影響するものであります。このような状況の下、当社は、秋元竜弥氏からの借入金で債権処理を行い、債務超過を解消して上場廃止を回避するのが最善であると考えました。また、当社の債務超過を解消することが急務であることから、上記の各借入の際には、DESも視野に入れて秋元竜弥氏との協議を行っておりました。
- 3 上記金銭債権を被担保債権とする担保権は設定されておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

	具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
①	不動産仕入資金	600百万円	平成25年8月～平成26年7月

②	運転資金	140 百万円	平成 25 年 8 月～平成 25 年 12 月
---	------	---------	--------------------------

(注1) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。なお、百万円未満は切り捨てて記載しております。

(注2) 本第三者割当増資発行価額のうち 449,999,872 円は、DES によるものであるため、金銭の払込みはなされませんが、秋元竜弥氏からの借入債務が減少いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

① 不動産仕入資金

昨今の日本銀行による「量的・質的金融緩和」により、今後、不動産市況の回復が見込まれております。そこで当社は、平成26年7月期以降、首都圏を中心に一棟当たりの価格が2億円程度の収益物件（中古マンションや中古ビル等）を仕入れ、それを不動産業者を含めた事業法人や個人富裕層を対象に販売する不動産再活事業を推進していく方針です。現在の計画では、平成26年7月期において、年間8棟を仕入れ、6棟販売する方針です。この仕入予定の不動産のうち、調達資金からは3棟を仕入れる予定で、残りの5棟は仕入れた不動産の売却資金から仕入れる計画としております。

当社は、平成13年から、中古マンション再活事業（企業の社宅や民間の一棟マンションを仕入れて、リフォームを施し、管理組合の設立準備や区分登記などをして付加価値を高めた上で、顧客に販売する事業）を中核とする不動産事業を行ってまいりました。中古マンションは新築マンションに比べて価格の優位性があり、販売は好調に推移してまいりました。平成16年以降、当社は、投資ファンドやJ-REITなどによる不動産市場への進出と中古マンション市場の活性化を受けて、全国に9支店、30営業所を開設し、また、投資関連事業（収益物件を仕入れ、不動産ファンド等に販売する事業）及び、開発事業（用地を仕入れ、大型物件の建築等の開発を行う事業）に事業を拡大いたしました。平成19年8月には、ゴールドマン・サックスグループから第三者割当増資により約200億円、社債の発行により約100億円を調達し、これを原資として積極的に物件を購入し、開発事業の全国的な展開を図りました。

しかし、サブプライムローン問題の顕在化により、平成19年冬ころから、外国資本の投資ファンドの多くが国内の不動産事業から撤退し、また、市場全体の景気の悪化により金融機関の融資姿勢が消極的になったこと等を受けて、当社を取り巻く経済環境は急激に悪化いたしました。不動産投資市場の沈静化により当社が保有する不動産の価格は急激に下落いたしましたため、当社は多額の損失を計上し、資金繰りも急速に悪化いたしました。

その間、当社は人員や経費の削減、子会社の切り離し等の自助努力を行い、損益の改善を図りましたが、抜本的な改善には至りませんでした。

また、当社は不動産の評価損の計上等により平成21年7月期（連結）において約195億円の債務超過となり、東京証券取引所マザーズ市場への上場を維持するために平成22年7月期末までに債務超過を解消する必要性がありました。

このようなことから、当社は平成22年3月2日に今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新

に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用することを申請し、平成22年6月29日に事業再生ADR手続が成立しました。

当社が事業再生ADR手続を申請する以前に仕入れた不動産物件は平成19年頃に仕入れた物件が多く、当時は不動産ファンドが隆盛であり、首都圏を中心に不動産価格は上昇していましたが、その後のサブプライムローン問題やリーマンショック等により景況感が悪化し、また金融機関の不動産向け融資姿勢が消極的になりました。こうした影響を受け、当社は、仕入れた不動産を簿価を下回る価格で売却することを余儀なくされ、また在庫となる不動産も評価損の計上を余儀なくされる状況でありました。しかしながら、現在は、政府のデフレ脱却を目指す政策により、デフレからインフレへと向かう局面と考えており、当社は、こうした機会を捉えて、再生価値のある中古マンションを仕入れ、内装等のリフォームを施して、新築物件に比べて割安な価格で消費者に提供したいと考えております。また、中古ビルについても、内装等のリフォームを施し、入居率の向上に努めることで不動産物件の価値を高め、入居者の増加による家賃収入の増加に努めてまいりたいと考えております。こうした事業により、事業再生を進め、継続して事業展開できる財務基盤を築いてまいりたいと考えております。なお、中古マンションの特徴として次のことがあげられます。

- (a) 月々の負担の減少：賃貸マンションに暮らしている方が、同程度の中古マンションを住宅ローンの利用で購入した場合の月々のローン返済額は、通常、月々の家賃に比べて少なくなります。
- (b) 価格変動リスク：新築マンションと比較すると、中古マンションは価格変動が小さく、利便性の良いマンションは値上がりすることもあります。
- (c) 居住者の納得：新築マンションは一般にモデルルームを見学して購入を決めますが、モデルルームの見学時期はまだマンションを建築している最中で、実際に建物に入って、中からの眺望等を確認することはできません。一方、中古マンションは、実際に居室から眺望を確認することができます。また、居住環境、日当たりや騒音等も確認でき、居住される方が納得して購入することができます。

こうした中古マンションの特徴は、新築マンションに比べて、マンションに居住される方にとって大きなメリットであり、当社の中古マンション再活事業には、社会的意義と有用性があると考えております。

また、中古マンション、中古ビルともに、既存の建築済みの建物を再生活用するため、取り壊しや新たな建築等はありません。このため、廃棄物の発生、新たな資材の発生等は新築に比べて必要最低限に抑えることができ、地球環境に負荷を与えない事業と捉えております。

上記のとおり、当社は平成26年7月期において一棟当たり2億円程度の中古不動産を

8棟仕入れ、6棟販売する計画であり、さらに平成27年7月においても中古不動産の再活事業を進めていくため、一棟当たり2億円程度の中古不動産を平成26年8月以降に仕入れる予定です。このため、平成26年7月末時点において約2億円の手元資金を確保しておきたいと考えており、当該資金は銀行預金として管理していく方針です。

② 運転資金

当社の平成25年6月末時点の現預金残高は100百万円となっております。当社は、人件費として月額4百万円、毎月の定例的な支払額（事務所家賃、顧問税理士、弁護士、会計士等への顧問報酬、証券代行機関等への支払）として月額5百万円から9百万円、過去の公租公課の繰り延べ支払として13百万円、不動産仕入時の仲介手数料として6百万円（仕入の都度）、売却時の仲介手数料として7百万円（売却の都度）を見込んでおります。これらの支払いとして平成25年8月に31百万円、平成25年9月に35百万円、平成25年10月に30百万円、平成25年11月に33百万円、平成25年12月に33百万円を見込んでおります。平成25年8月から平成25年12月までのこれら支払いの合計額は1億64百万円であり、この支払いのため調達資金のうち1億40百万円を充当し、不足分については販売用不動産の売却資金で支払う計画であり、平成26年1月以降の支払いについても販売用不動産の売却資金で支払う計画です。なお、これら金額は百万円未満を切り捨てております。

（秋元竜弥氏からの借入金について）

当社は平成24年7月期において債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止猶予期間に入りました。当社は2期連続の債務超過による上場廃止を回避すべく、種々の施策を講じてまいりました。そのなかで重要なことは、金融債権者との債権処理交渉でありました。限られた経営資源をフルに動員しても、既存の債務の処理が重くのしかかっており、これら債務処理の結果がその後の当社の債務超過解消に大きく影響するものでありました。このような状況下、秋元竜弥氏からの借入金で債権処理をすることが最善であり、また、債務超過を解消し上場廃止を回避するのが最善策であると考えました。

また、秋元竜弥氏からの平成25年3月15日付借入金の返済時期については、当初は3年後に当社が獲得する自己資金により返済することを想定しておりました。その後、上記のとおり平成25年4月23日付で借入をする際、秋元竜弥氏から、借入条件についての変更を求められ、返済期日を半年後の平成25年10月22日、借入金利を年5.0%といたしました。また、当社の債務超過を解消することが急務であることから、秋元竜弥氏と当社の債務超過の解消方法について協議し、D E Sを想定した借入とすることといたしました。また、平成25年5月22日付、平成25年6月14日付の借入についてD E Sを想定した借入とすることといたしました。

平成25年6月14日付の借入金については、平成25年6月および平成25年7月の運転資金および平成25年7月末日の借入金および利息の支払いのために借入を実行しました。平成25年7月末日の借入金および利息の支払いについては、平成25年7月末日よ

りも前に金融債権者に対して入金していることが求められているため、本第三者割当増資の払込期日より前にその資金を手当てしておく必要があります、平成25年6月14日付で借入を行いました。

当社は、上記のとおり平成25年3月15日から、秋元竜弥氏から借入を行っております。その経緯は次のとおりです。当社は、事業再生ADR手続の合意において、物件の売却手取り金についてはその9割を金融債権者に返済することとし、残余は運転資金として使用できる事となっております。平成25年3月に事業再生ADR手続の対象となっていた物件を全て売却しました。そのため、上記の運転資金調達が可能となりました。一方、負債性資金の調達については、当社の現状の事業活動状況や財政状態から、ほぼ不可能な状態となっております。このような状況から、当社は当社の筆頭株主であり元代表取締役である秋元竜弥氏に借入を相談し、秋元竜弥氏から了承をいただき、借入を行うにいたしました。

なお、DESの対象となった秋元竜弥氏からの借入金449,999,872円の資金使途は次のとおりであります。

DES対象借入金（449,999,872円）の資金使途

	具体的な使途	金額（百万円）	支出時期
①	不動産仕入資金	120	平成25年3月
②	債権買取資金	185	平成25年4月（147百万円） 平成25年5月（37百万円）
③	運転資金	112	平成25年3月以降
④	借入金及び利息の支払い	33	平成25年7月

① 不動産仕入資金（1億20百万円）：平成25年3月に、当社が保有する不動産（土地）の隣地を1億20百万円での仕入れに充当しております。なお、当該土地は、当社保有の土地と合わせて平成25年3月に売却しております。

② 債権買取資金（1億85百万円）：当社は、当社が保有する事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産について、仕入の際に金融機関から融資を受けておりました。その販売用不動産の売却に際して、売却代金では金融機関に返済しきれない借入金が残ったことから、当該借入金の残金の取扱いについて個別に金融機関と交渉してまいりました。金融機関が当社に対して有していた金融債権を第三者に売却したことに伴い、当社は譲受債権者となった当該第三者と交渉し、その債権の買取りをすることにより、以下のとおりの債務免除を受けました。

平成25年4月30日付

債務免除を行った者 株式会社エム・エル・エス（東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号）

債権買取額 1億47百万円

債務の減少額 31億94百万円

債務免除の金額 30 億 46 百万円

平成 25 年 5 月 30 日付

債務免除を行った者 株式会社エム・エル・エス（東京都渋谷区道玄坂二丁目 16 番 4 号）

債権買取額 37 百万円

債務の減少額 63 百万円

債務免除の金額 25 百万円

- ③ 運転資金 1 億 12 百万円：平成 25 年 3 月から 7 月までの人件費、事務所家賃や顧問税理士、会計士、弁護士等定例的な支払、過去の債務の繰延支払などの支払いに充当しております。平成 25 年 3 月は 15 百万円、平成 25 年 4 月は 21 百万円、平成 25 年 5 月は 17 百万円、平成 25 年 6 月は 22 百万円を充当し、平成 25 年 7 月は 21 百万円を充当する予定です。残金は平成 25 年 8 月以降の運転資金に充当する予定です。

- ④ 借入金の返済及び利息の支払い 33 百万円

事業再生 ADR 手続の事業再生計画において、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分について、これまで債務免除を受けたこと等により、該当する無担保債務の残高は、平成 25 年 7 月 3 日現在 94 百万円となっております。また、平成 23 年 9 月 29 日付で 3 年間の支払繰延べから 5 年間の支払繰延べに変更していただいたことから、今後の返済予定額は、平成 25 年 7 月末に 25 百万円、平成 26 年 7 月末に 30 百万円、平成 27 年 7 月末に 32 百万円となっております（一部の債務については、平成 28 年 7 月末に 2 百万円、平成 29 年 7 月末に 2 百万円の返済を計画しております）。当社は、平成 25 年 7 月末に返済予定の借入金 25 百万円及び借入利息の支払額 8 百万円（金利年 1.0%）については、秋元竜弥氏からの借入金で返済する予定です。なお、平成 26 年 7 月末以降に返済期日が到来する借入金については、今後当社が進めていく中古不動産再活事業による販売用不動産の売却資金により充当していく計画であります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、秋元竜弥氏との間で、本第三者割当増資により発行する新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を 1 株当たり 134 円に決定いたしました。

当社は、上記のとおり平成 24 年 7 月期末において債務超過に陥り、平成 25 年 7 月期第 3 四半期末においても債務超過の状態にあります。当社は、負債性の資金による安定的かつ低コストでの調達、現在の当社の財政状態等を踏まえるとその道はほとんど閉ざされており、資本金の資金調達には、公募増資や株主割当増資という手段はあるものの、当社の事業環境や資本市場の状況を考慮するとこれらの手段により必要な資金が確実に調達できる可能性は低いと考えられます。このような状況から、当社の事業内容を知悉していた秋元竜弥氏と協議し、第三者割当増資による資金調達をすることといたしました。秋元竜

弥氏とは、当社の資金繰りや財政状態並びに事業計画の確認を踏まえて、最終的には第三者の専門家による株価算定書を参考として、当社の普通株式の発行価格を決定することといたしました。当社は、平成25年7月期第3四半期末時点では8億28百万円の債務超過の状態であり、従って、1株当たりの純資産額はマイナスであること、また、前事業年度まで5期連続で営業損失、経常損失を計上し、当第3四半期においても、3億50百万円の営業損失、3億79百万円の経常損失を計上していること、平成25年7月期第3四半期末における現預金の残高は預け金も含めて7百万円にまで減少していること、さらに、事業再生ADR手続中の金融機関との間で合意した債務弁済計画の一部について変更を余儀なくされております。このような状況から、当社の財政状態、営業成績およびキャッシュ・フローが直ちに改善するとは合理的に見込まれません。また事業再生ADR手続において、事業再生ADR手続の対象となる物件の売却とそれによる債務の圧縮を優先してきたことから、平成25年7月期第3四半期末現在、繰り延べている公租公課の支払額が合計で、3億45百万円あり、資金繰りの制約要因の一つとなっており、そのことが事業活動の展開に影響を与えております。これらを鑑みると、近時の当社の株価水準は、必ずしも当社の株式価値を適正に反映しているとは思われません。こうしたことから、秋元竜弥氏からの資金調達により債務超過を解消し、上場を維持して、当社の本業である中古マンション再活事業に復帰することで、企業価値の向上が認められるものと判断いたしました。さらに、秋元竜弥氏と資金調達について相談したのは平成24年11月頃からであります。その当時、事業再生ADR手続以前から保有していた在庫物件は、残り2物件となっており、それら物件の売却によって生じる追加無担保債権の処理について、当該金融債権者がDESとするかサービサー売却とするかを決定していない状況でした。当社が債務超過を解消できるか否かは、この追加無担保債権を金融債権者がどのように処理するかが大きく影響しており、株価についてはこれらの状況の推移をみつつ、金融債権者の動向が確定した段階で、株価算定書を取得して決定することといたしました。平成25年4月末に、追加無担保債権を有していた金融債権者が無担保債権の全てをサービサーに売却し、当社は債務免除に係る特別利益を計上して、状況が明確となったことから、株価算定書を取得して秋元竜弥氏と協議することといたしました。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び秋元竜弥氏から独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢元）より、株式価値算定書入手しております。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社普通株式1株当たりの株式価値について、平成25年5月31日を基準日として、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値、基準日から1ヶ月遡った期間の平均株価、基準日から3ヶ月遡った期間の終値の平均株価、基準日から6ヶ月遡った期間の平均株価に基づき、市場価値法により252.61円～470.62円と分析しております。また、当社が提供した事業計画に基づき、DCF法により当社普通株式1株当たりの株式価値を16.21円と分析しております。そして、これらの2算定方法の平均値として、134.41円～243.41円と算定しております。当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して、発行価格について審議を行い、秋

元竜弥氏と協議した結果、上記の算定価格の下限である1株当たり134円とし、本件第三者割当による新株発行は有利発行に該当し得ると判断されるものの、当社の上場維持と企業価値の向上を見据えると、上記発行価格において本件第三者割当増資を実行する必要があり、かつ上記の発行価格による本件第三者割当の実行には合理性があるものと判断し、1株当たり134円を発行価格と決定いたしました。

また、当社は、平成25年7月期末までに債務超過を解消しない場合、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触することから、債務超過を解消することが必須となっております。このような当社の財務状況に鑑み、当社は、秋元竜弥氏との間で1株当たり134円とすることに合意しました。なお、払込金額の総額12億円のうち、449,999,872円は、DESによるため、金銭の払込はなされませんが、秋元竜弥氏からの借入債務が減少するため、当社の債務超過の解消に資するものです。また、本第三者割当増資が実行された場合、当社の債務超過は解消される予定です。

上記払込金額は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」といいます。）である平成25年7月2日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）（398円）に対しては66.33%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（398.95円）に対しては66.41%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（414.85円）に対しては67.70%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（320.02円）に対しては58.13%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

従って、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば、本第三者割当増資は、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当することから、また、当社の事業存続についての株主の皆様のご意思を確認するためにも、当社は平成25年7月30日に開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1株当たりの払込金額を134円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

当社は、平成24年7月期まで5期連続で営業損失、経常損失を計上していること、平成24年7月期末において自己資本が43億44百万円の債務超過に陥ったこと、平成25年7月期第3四半期においても営業損失、経常損失を計上し、平成25年7月期第3四半期末においても8億28百万円の債務超過であること、現状のままでは中古不動産の再活事業を進めていくための資金力に乏しく事業を円滑に進めていくことが困難であること等、非常に厳しい状態にあります。こうした状態に鑑み、当社は、平成25年7月末までに債務超過を解消し、中古不動産の再活事業を進めることで当社の企業価値を向上させていくためには、上記払込金額により本第三者割当増資を実施することが最善と判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

① 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、事業再生ADR手続における金融支援策や第三者割当増資により平成22年7月期において債務超過を解消しました。

その後、当社は事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産や新規仕入物件の売却に注力してまいりました。しかしながら、不動産市況の低迷を受け、当社が計画する価格での不動産の販売が思うように進みませんでした。

平成24年7月期において、事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産の簿価を切り下げて販売したこと、また、平成25年7月期に入ってから平成24年7月期に係る有価証券報告書の提出日までに、簿価を下回って販売用不動産を売却する目途がたった物件について平成24年7月期末に遡って簿価を切り下げたことから、平成24年7月期において、46億57百万円の売上総損失を計上しました。当社は、販売費及び一般管理費の削減に努めましたもののこの損失をカバーすることができず、51億32百万円の営業損失、51億76百万円の経常損失、44億69百万円の当期純損失を計上し、その結果、自己資本が43億44百万円の債務超過となりました。

平成25年7月期までに債務超過の状態が解消しない場合、当社は株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触することから、当社は債務超過の解消に取り組んでまいりました。これまで金融債権者と当社に対する債権の取り扱いについて協議し、協議が整った金融機関からは債務免除を受け、今期に入ってから債務免除の額は約38億にのぼりました。その結果、平成25年4月30日時点で8億28百万円の債務超過にまで縮小しましたが、未だに債務超過の状態にあります。当社はこの債務超過の状態を解消する方策を検討してまいりました。

債務超過の状態を解消する方策として、上記の債務免除のほかに、当社の主力事業である不動産事業による営業収益の拡大も考えられますが、営業収益の拡大のみによって平成25年7月期末までの限られた期間内で債務超過を解消することは困難であります。また、当社は過去5年間連続して営業損失、経常損失を計上しており、今期の業績も平成25年7月期第3四半期までは営業損失、経常損失を計上しております。かかる状況では公募増資による資金調達には困難であります。このため、当社としては、第三者割当による新株式の発行により自己資本を充実させていく方法が最善の方法と判断しました。

また、本第三者割当増資によって当社は今後の中古不動産の再活事業に継続して取り組むことができ、収益力の強化を目指すことができること、債務超過の解消により財務基盤が強化され、金融機関からの信頼も回復できると見込まれ、中古不動産の再活事業のさらなる進捗が期待できること等から、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上に資するものであり既存の株主様にとってもメリットがあるものと判断しております。

② 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当増資により、平成25年7月3日現在の当社の発行済株式の総議決権に対して61.8%の割合で希薄化が生じ、これによる既存株主に対する影響が考えられます。しかしながら、当社が本第三者割当増資を行わない場合、当社は2期連続の債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触することとなり、その場合には既存株主の皆様は流通市場における自由な株式の売買ができなくなります。このことは既存株主の皆様に対して不利益をもたらすものと考えております。当社は、株式価値の希薄化の影響を伴うものの、本第三者割当増資を行うことが既存株主の皆様利益につながるもの

と考えております。

また、前述のとおり、本第三者割当増資によって当社は今後の中古不動産の再活事業に継続して取り組むことができ、収益力の強化を目指すことができること、債務超過の解消により財務基盤が強化され、金融機関からの信頼も回復できると見込まれ、中古不動産の再活事業のさらなる進捗が期待できること等から、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上に資するものであり、既存の株主様にとってもメリットがあるものと判断しております。

なお、当社における過去の第三者割当による大規模な希釈化の概要は次のとおりです。

当社は平成 19 年 8 月 28 日払込の第三者割当による普通株式の発行および転換社債型新株予約権付社債を発行し総額約 300 億円の資金調達を行いました。このときの希薄化率は合わせて約 30.47%でありました。当時は不動産取引が活発な時期に当たり、当社はこの調達資金をもとに積極的に不動産物件を購入し、全国的な不動産取引を行ってまいりました。しかしその後、サブプライムローン問題の顕在化により外国資本のファンドの多くが国内の不動産事業から撤退し、また不動産市場全体の悪化から金融機関の不動産向け融資姿勢が消極的になったことから当社を取り巻く不動産市況の環境は急激に悪化しました。不動産投資市場の鎮静化により当社が保有する不動産物件の価格は急速に下落し、当社は多額の損失を計上することとなり、また資金繰りも悪化しました。こうした状況を受け、当社は子会社の切り離し、全国に開設した 9 支店 30 営業所の閉鎖、人員の削減、経費の削減等を行ってまいりました。しかしながら、当社は保有する不動産の評価損の計上等により平成 21 年 7 月期において約 195 億円の債務超過となり、東京証券取引所マザーズ市場への上場を維持するため、平成 22 年 7 月期末までに債務超過を解消する必要がありました。こうした状況を踏まえ、当社は事業再生 ADR 手続の利用を申請しました。この事業再生 ADR 手続については全対象債権者の皆様からの同意をいただき平成 22 年 6 月 29 日付で成立いたしました。その中で、当社は、平成 22 年 7 月 28 日払込の第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式及び各種優先株式の発行を行いました。第三者割当による普通株式の発行では約 6 億 70 百万円の資金を調達し、第三者割当による譲渡制限種類株式の発行では約 5 億円の資金を調達しました。第三者割当による各種優先株式の発行は割当先が当社に対して有する貸付債権を D E S していただきました。このときの希釈化率は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に抵触しないよう約 299.97%といたしました。

事業再生 ADR 手続が成立した平成 22 年 6 月以降平成 25 年 5 月までの各月末時点における発行済株式総数、当社普通株式の株式会社東京証券取引所における終値の推移は次のとおりです。

年月	発行済株式総数増減 (株)	発行済株式総数残高 (株)	株価 (円)
平成 22 年 6 月	—	4,217,839	579
平成 22 年 7 月	9,284,061 (注 1)	13,501,900	660
平成 22 年 8 月	—	13,501,900	1,201

平成 22 年 9 月	—	13,501,900	941
平成 22 年 10 月	—	13,501,900	509
平成 22 年 11 月	—	13,501,900	593
平成 22 年 12 月	—	13,501,900	590
平成 23 年 1 月	—	13,501,900	595
平成 23 年 2 月	—	13,501,900	511
平成 23 年 3 月	—	13,501,900	407
平成 23 年 4 月	—	13,501,900	344
平成 23 年 5 月	—	13,501,900	306
平成 23 年 6 月	—	13,501,900	308
平成 23 年 7 月	933,985(注 2)	14,435,885	267
平成 23 年 8 月	11,279(注 3)	14,447,164	215
平成 23 年 9 月	44,955(注 4)	14,492,119	166
平成 23 年 10 月	—	14,492,119	191
平成 23 年 11 月	—	14,492,119	168
平成 23 年 12 月	—	14,492,119	166
平成 24 年 1 月	—	14,492,119	162
平成 24 年 2 月	—	14,492,119	188
平成 24 年 3 月	—	14,492,119	134
平成 24 年 4 月	14,158(注 5)	14,506,277	158
平成 24 年 5 月	—	14,506,277	128
平成 24 年 6 月	—	14,506,277	128
平成 24 年 7 月	—	14,506,277	80
平成 24 年 8 月	—	14,506,277	114
平成 24 年 9 月	—	14,506,277	81
平成 24 年 10 月	1,199(注 6)	14,507,476	108
平成 24 年 11 月	—	14,507,476	99
平成 24 年 12 月	11,999(注 7)	14,519,475	149
平成 25 年 1 月	—	14,519,475	191
平成 25 年 2 月	—	14,519,475	164
平成 25 年 3 月	—	14,519,475	308
平成 25 年 4 月	—	14,519,475	330
平成 25 年 5 月	—	14,519,475	455

(注 1) 第三者割当による普通株式の発行による増加 (3,489,584 株)

第三者割当による譲渡制限種類株式の発行による増加 (1,818,182 株)

第三者割当による A 種優先株式の発行による増加 (8,916 株)

第三者割当による B 種優先株式の発行による増加 (26,701 株)

第三者割当によるC種優先株式の発行による増加 (2,160,476株)
第三者割当によるD種優先株式の発行による増加 (2,160,410株)
第三者割当によるE種優先株式の発行による増加 (138,822株)
自己株式の消却による減少 (519,030株)

(注2) B種優先株式による取得請求権行使による普通株式の増加 (945,661株)
自己株式 (B種優先株式) の消却による減少 (11,676株)

(注3) B種優先株式による取得請求権行使による普通株式の増加 (11,420株)
自己株式 (B種優先株式) の消却による減少 (141株)

(注4) B種優先株式による取得請求権行使による普通株式の増加 (45,517株)
自己株式 (B種優先株式) の消却による減少 (562株)

(注5) B種優先株式による取得請求権行使による普通株式の増加 (14,335株)
自己株式 (B種優先株式) の消却による減少 (177株)

(注6) B種優先株式による取得請求権行使による普通株式の増加 (1,214株)
自己株式 (B種優先株式) の消却による減少 (15株)

(注7) B種優先株式による取得請求権行使による普通株式の増加 (12,149株)
自己株式 (B種優先株式) の消却による減少 (150株)

③ 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は8,955,224株であり、平成25年7月3日現在の当社の発行済株式の総議決権に対して61.8%の割合で希薄化が生じることとなります。また、本第三者割当増資後、秋元竜弥氏は、当社の総株主の議決権の数の56.09%を保有することとなり、支配株主に該当することとなります。従って、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当し、既存株主の株主価値を損なう恐れがあります。当社は、株式会社東京証券取引所の定める規則に従って、大規模な第三者割当増資に該当すること、支配株主の異動を伴うこと、また発行価格が特に有利な価格であることから、本第三者割当増資については、当社臨時株主総会において特別決議による承認を得ることにより、株主の皆様からの意思確認をさせていただくことを予定しています。なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

当社は平成22年6月29日付で事業再生ADR手続が成立し、事業再生計画を実施してまいりました。事業再生計画の実施のため、当社は、事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産や新規仕入物件の売却に注力してまいりました。しかしながら、不動産市況の低迷を受け、当社が計画する価格での不動産の売却が思うように進みませんでした。その結果、事業再生ADR手続の事業再生計画と実績との対比は次のとおり大幅な未達となっており、新たに資金を調達することで、中古不動産の再活事業を推進し、収益力を高めていくことが求められております。

(事業再生ADR手続の事業再生計画 (連結))

(単位：百万円)

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期
売上高	11,782	9,595	8,087
営業利益	564	605	562
経常利益	423	529	524
当期純利益	378	525	520

(実績)

(単位：百万円)

	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期第3四半期
売上高	4,761	3,240	2,822
営業損失(△)	△486	△5,132	△350
経常損失(△)	△551	△5,176	△379
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	55	△4,469	3,514

(注) 実績は平成23年7月期が連結、平成24年7月期以降は個別

また、平成22年6月29日に事業再生ADR手続が成立後、平成25年7月期第3四半期までの各期末時点の事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産、借入金の推移は次のとおりです。

(単位：百万円)

	平成22年7月期	平成23年7月期	平成24年7月期	平成25年7月期 第3四半期
販売用不動産	13,929	10,341	2,703	—
短期借入金	11,980	9,195	6,172	—
1年内返済予定 の長期借入金	140	45	111	35
長期借入金	279	356	191	93

(注) 1 平成22年7月期、平成23年7月期は連結、平成24年7月期、平成25年7月期第3四半期は個別の数値

2 平成25年7月期第3四半期までに事業再生ADR手続の対象となる短期借入金は全て返済しております。

当社は平成25年3月15日までに、事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産を全て売却しております。事業再生ADR手続の対象となる借入金の残高は平成25年7月期第3四半期末において1億28百万円、借入金利は年1.0%であり、これらの借入金を当社は平成25年7月末に25百万円、平成26年7月末に30百万円、平成27年7月末に32百万円、平成28年7月末に2百万円、平成29年7月末に2百万円、それぞれ返済していく計

画となっております。平成 25 年 7 月末に返済予定の借入金 25 百万円は平成 25 年 6 月 14 日付で秋元竜弥氏から借り入れた借入金により返済する計画ですが、平成 26 年 7 月末以降に返済期日が到来する借入金については、今後当社が進めていく中古不動産再活事業による販売用不動産の売却資金により充当していく計画であります。

現在の不動産市況は、東京都心 5 区（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）のオフィス市場については空室率が 9 % を下回る状況が続いており、また、オフィスビルの大量供給も平成 24 年をピークに減少していること、金融緩和の下で輸出主導で経済成長が期待できることなど、オフィス需要は増加していくものと考えております。賃貸マンションについても、都市圏への人口流入が続くと見込まれること、世帯分化の進行や所得の伸び悩みによる分譲住宅の取得能力の低下等により、賃貸マンション需要を押し上げるものと予想されます。中古オフィスビルや中古マンションについては、オーナーの資産処分（資金化）の動きや相続などにより、不動産市場への流通が期待できます。当社としては、このような不動産市況は、当社が中古不動産の再活事業を展開していくのに適した環境であると考えております。

当社は、中古不動産の再活事業を進めていくために、継続的に再活事業に適した中古不動産の情報を不動産市場から収集し、中古不動産を仕入れ、リフォームを施した後に売却していく方針です。

また、事業再生 ADR 手続においては、DES の対象となる金融機関に対しては、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式及び E 種優先株式を発行しました。それぞれの種類株式の主な内容は次のとおりです。

	A 種優先株式	B 種優先株式	C 種優先株式	D 種優先株式	E 種優先株式
発行総額	26.7 億円	80.1 億円	80.0 億円	80.0 億円	5.1 億円
優先配当金	第 1 順位	第 2 順位	第 2 順位	第 2 順位	第 3 順位
議決権	なし	なし	あり	あり	あり
転換請求権	2021/11/1 (当該日が営業日でない場合には、翌営業日) の翌営業日以降 2030/7/28 まで	2011/7/28 以降 2020/7/28 まで	2013/7/28 以降 2022/7/28 まで	2015/7/28 以降 2024/7/28 まで	2019/7/28 以降 2030/7/28 まで
強制転換権	2030/7/29 以降	2020/7/29 以降	2022/7/29 以降	2024/7/29 以降	2030/7/29 以降
償還請求権	2015/11/1 (当該日が営業日でない場合には、翌営業日) 以降 2021/11/1 まで	なし	なし	なし	なし
強制償還権	当社は、1 株あ	同左	同左	同左	同左

	A種優先株式	B種優先株式	C種優先株式	D種優先株式	E種優先株式
	たりの払込金額と同額を支払うことにより、発行後いつでも償還可能				

これら種類株式を保有する株主には、金融機関が多く存在しますが、金融機関にとっては、当社普通株式への転換により普通株式を取得し、その普通株式を売却することでDESの方法により出資した額の回収を図ることが可能となります。こうしたことから、事業再生ADR手続においてDESの方法により金銭出資した金融機関にとっても、当社が事業の中核である中古不動産再活事業により収益力を高め、また上場を維持することが望ましいものと考えられます。その他の大株主にとっても、当社が上場を維持し、収益力を高めることが当該大株主の有する株式の価値を高めることにつながると考えられます。また、大口の債権者にとっては当社の事業が順調に推移し、当社からの支払いが順調になされることが望ましいものと考えられます。

このように、当社が事業を継続し、当社の企業価値を高めていくことが当社のステークホルダーにとっては、重要なことであると考えております。当社の現状の財政状態では主力事業である中古不動産の再活事業を手掛けていくだけの資金が不足しております。ちなみに、平成25年7月期第3四半期末における現預金は預け金を含めて7百万円であり、中古不動産再活事業の対象となる不動産を仕入れることができません。当社が事業を進めていくためには、本第三者割当による新株式の発行により中古マンションの再活事業の対象となる中古不動産を平成26年7月期から年間6棟仕入れ、それらを平成26年7月期中に売却する計画です。これにより、売上高14億円、営業利益10百万円、経常利益5百万円、当期純利益4百万円を計画しております。

これにより、当社の企業価値を高め、既存株主の皆様の株主価値の減少を少しでも和らげる努力をしまいたいと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	氏名	秋元竜弥
(2)	住所	東京都目黒区
(3)	上場会社と当該個人との間の関係	当社普通株式を2,578,916株、B種優先株式を10,003株、C種優先株式を810,114株、D種優先株式を810,112株保有しております。 当社に対する金銭債権4億50百万円を有し

	ております。 人的関係、取引関係はありません。
--	----------------------------

秋元竜弥氏は、平成 22 年 7 月 30 日に当社取締役相談役を辞任されました。その後、当社顧問に就任しましたが、平成 23 年 10 月 13 日に顧問を辞任しております。現在は、公益財団法人竜の子財団の理事長に就任しております。

当社は、割当予定先の秋元竜弥氏及び同氏の資産管理会社である株式会社ドラゴンパワー、同氏が理事長を務める公益財団法人竜の子財団が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的な利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び秋元竜弥氏、株式会社ドラゴンパワー及び公益財団法人竜の子財団が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（住所：東京都杉並区上荻 1-2-1 代表者：代表取締役社長 渡部洋介）に調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行った結果、役員又は主要株主（主な出資者）が過去に暴力団等に属していたか否か及び何らかの関係の有無について調査を依頼しましたが、平成 25 年 6 月 10 日付で、同社の保有する公知情報データベース上には該当がなかったとの報告を受けております。

上記に加え、秋元竜弥氏からは、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を平成 25 年 6 月 18 日付で受けており、秋元竜弥氏が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を有していないという事実を確認しております。

以上により、割当予定先が反社会的勢力との関係はないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である秋元竜弥氏は当社の実質的な創業者であり、当社の筆頭株主でもあります。秋元竜弥氏には当社の事業を深くご理解いただいております。また、当社への貸付も行っております。また、秋元竜弥氏からは、当社の困窮に至った原因の一端は秋元竜弥氏の経営判断であったとの反省や、事業再生 ADR 手続の完遂支援、加えて、常勤の取締役が 2 名、従業員数が 5 名という体制で会社存続にまい進する当社の状況に鑑みて対応することとした旨の意向を受けております。こうしたことから、当社は、秋元竜弥氏を本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

当社は、秋元竜弥氏との間で、当社が第三者割当増資を行う際に、秋元竜弥氏が当社に対して有する金銭債権の元本 4 億 50 百万円のうち、449,999,872 円について、DES をしていただくこと、及び、DES に加え 7 億 50 百万円の出資をしていただくことに合意しております。秋元竜弥氏が有する金銭債権については、3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期の注 4 に記載しており、その資金の用途については 4. 資金用途の合理性に関する考え方（秋元竜弥氏からの借入金について）に記載しております。

なお、秋元竜弥氏は当社の取締役、監査役等に就任する予定はございません。

(3) 割当予定先の保有方針

秋元竜弥氏は本第三者割当増資により引き受けた場合には、株式を長期間保有していく方針との書面を平成 25 年 6 月 18 日に受領しております。

なお、当社は平成 22 年 7 月 28 日を払込期日とする第三者割当増資（譲渡制限種類株式 1,818,182 株）を実施し、その発行する譲渡制限種類株式の全てを秋元竜弥氏に割り当てました。本譲渡制限種類株式は、平成 23 年 1 月 28 日に秋元竜弥氏から当社の普通株式への転換請求がなされましたが、秋元竜弥氏はその後も転換された当社の普通株式を売却せず全て継続して保有しております。また、秋元竜弥氏は平成 24 年 11 月 5 日付でジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社から当社の普通株式 756,144 株、B 種優先株式 10,003 株、C 種優先株式 810,114 株及び D 種優先株式 810,112 株をそれぞれ取得しておりますが、これらの株式についても売却せず全て継続して保有しております。

また、当社は、秋元竜弥氏より、割当後 2 年以内に割当てる新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資のうち、449,999,872 円の D E S については、新たな金銭等の払込はありません。

7 億 50 百万円については、秋元竜弥氏名義の預金通帳により払込金額を上回る資金があることを確認しております。また、D E S の対象となる資金及び払込資金の合計 12 億円の源泉については、次のとおり確認しております。なお、金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

（D E S の対象となる秋元竜弥氏からの借入金 4 億 50 百万円について）

うち 3 億円については、秋元竜弥氏が同氏の資産管理会社である株式会社ドラゴンパワー（住所：東京都新宿区新宿三丁目 1 番 24 号 代表者 秋元竜弥）に対して平成 23 年 4 月 1 日付金銭消費貸借契約書（貸付極度額 15 億円）により貸し付けていた資金の回収によるものということを秋元竜弥氏と同社との間の金銭消費貸借契約書、秋元竜弥氏及び同社の預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。

残る 1 億 50 百万円のうち 80 百万円については、秋元竜弥氏が現金保管していたとする自己資金 30 百万円と同氏の預金 50 百万円であることを、秋元竜弥氏が現金保管していたとする書面と同氏の預金通帳により確認し、自己資金であることを確認しております。残りの 70 百万円については、平成 25 年 6 月 14 日に秋元竜弥氏が所有する信託財産を株式会社ドラゴンパワーへ 3 億 97 百万円で譲渡し、さらに株式会社ドラゴンパワーが当該信託財産を同日に同社取引先（住所：東京都新宿区新宿 3 丁目 1 番 24 号）へ同額で譲渡した代金のうち 2 億 50 百万円が、同社取引先より株式会社ドラゴンパワーへ入金され、当該代金が株式会社ドラゴンパワーから秋元竜弥氏に入金され、平成 23 年 4 月 1 日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって行われた貸付金の返済としたものであります。また、今回の譲渡代金の受領済みの 2 億 50 百万円は、新たに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーに

貸付けたものであります。これらの状況について当社は、秋元竜弥氏及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金の状況、借入申込書並びに秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間の信託財産譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間の信託財産譲渡契約書、さらに秋元竜弥氏からの回答により確認し、自己資金であることを確認しております。

なお、当該信託財産譲渡契約は、当初、平成 25 年 6 月 14 日付で秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーの取引先との間で締結されていたものですが、平成 25 年 6 月 14 日付で、秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間、さらに株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間との契約として、分割して締結されております。その理由は、平成 23 年 4 月 1 日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって金銭の貸借が行われていた過去の取引を最大限圧縮し、貸付金の返済であるとの回答を秋元竜弥氏から受けていることによるものであります。また、それぞれの信託財産譲渡契約による譲渡代金 3 億 97 百万円のうち受領済みの 2 億 50 百万円の残余、1 億 47 百万円は秋元竜弥氏については株式会社ドラゴンパワーに対する未収入金、株式会社ドラゴンパワーについては、同社取引先に対する未収入金となっております。そして、平成 29 年 1 月 25 日又は秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーが別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーから残余の未収入金を受領後、速やかに秋元竜弥氏から株式会社ドラゴンパワーへ所有者の変更が行われる予定であります。株式会社ドラゴンパワーについては、平成 29 年 1 月 25 日又は株式会社ドラゴンパワーと同社取引先が別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに株式会社ドラゴンパワーが同社取引先から残余の未収入金を受領後、速やかに株式会社ドラゴンパワーから同社取引先へ所有者の変更が行われる予定であります。

（払込資金 7 億 50 百万円について）

うち、2 億 80 百万円については、自己資金であることを秋元竜弥氏が現金保管していたとする同氏からの書面により確認しております。

うち、2 億 40 百万円については、平成 25 年 1 月 28 日付で株式会社ドラゴンパワーが同社の取引先に対して貸付けていた 2 億 38 百万円の返済資金を秋元竜弥氏が平成 23 年 4 月 1 日付金銭消費貸借契約書により株式会社ドラゴンパワーに貸付けていた資金の回収によるものであることを株式会社ドラゴンパワー社と同社取引先との間の平成 25 年 1 月 28 日付金銭消費貸借契約書及び株式会社ドラゴンパワー社の預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。なお、当該取引の株式会社ドラゴンパワーの取引先とは、平成 25 年 6 月 14 日に株式会社ドラゴンパワーとの間で信託財産譲渡契約を締結した取引先と同一の取引先です。

うち、1 億円については、平成 25 年 6 月 10 日に株式会社ドラゴンパワー保有の債権を 2 億 50 百万円で当社の株主でもある個人へ譲渡し、当該譲渡代金を秋元竜弥氏が平成 23 年 4 月 1 日付金銭消費貸借契約書により株式会社ドラゴンパワーに貸付けていた資金の回収によるものであることを債権譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金状況により確認し、自己資金であることを確認しております。

残る 1 億 30 百万円については、平成 25 年 6 月 14 日に秋元竜弥氏が所有する信託財産を

株式会社ドラゴンパワーへ3億97百万円で譲渡し、さらに株式会社ドラゴンパワーが当該信託財産を同日に同社取引先（住所：東京都新宿区新宿3丁目1番24号）へ同額で譲渡した代金のうち2億50百万円が、同社取引先より株式会社ドラゴンパワーへ入金され、当該代金が株式会社ドラゴンパワーから秋元竜弥氏に入金され、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって行われた貸付金の返済としたものであります。また、今回の譲渡代金の受領済みの2億円50百万円は、新たに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーに貸付けたものであります。これらの状況について当社は、秋元竜弥氏及び株式会社ドラゴンパワーの預金通帳の入出金の状況、借入申込書並びに秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間の信託財産譲渡契約書及び株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間の信託財産譲渡契約書、さらに秋元竜弥氏からの回答により確認し、自己資金であることを確認しております。

なお、当該信託財産譲渡契約は、当初、平成25年6月14日付で秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーの取引先との間で締結されていたものですが、平成25年6月14日付で、秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーとの間、さらに株式会社ドラゴンパワーと同社取引先との間との契約として、分割して締結されております。その理由は、平成23年4月1日付金銭消費貸借契約書に基づき累次にわたって金銭の貸借が行われていた過去の取引を最大限圧縮し、貸付金の返済であるとの回答を秋元竜弥氏から受けていることによるものであります。また、それぞれの信託財産譲渡契約による譲渡代金3億97百万円のうち受領済みの2億50百万円の残余、1億47百万円は秋元竜弥氏については株式会社ドラゴンパワーに対する未収入金、株式会社ドラゴンパワーについては、同社取引先に対する未収入金となっております。そして、平成29年1月25日又は秋元竜弥氏と株式会社ドラゴンパワーが別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに秋元竜弥氏が株式会社ドラゴンパワーから残余の未収入金を受領後、速やかに秋元竜弥氏から株式会社ドラゴンパワーへ所有者の変更が行われる予定であります。株式会社ドラゴンパワーについては、平成29年1月25日又は株式会社ドラゴンパワーと同社取引先が別途合意した日（信託財産の毎決算日）までに株式会社ドラゴンパワーが同社取引先から残余の未収入金を受領後、速やかに株式会社ドラゴンパワーから同社取引先へ所有者の変更が行われる予定であります。

なお、当社は平成21年3月12日開催の取締役会において、平成21年4月22日を払込期日とする第三者割当の方法により新株式を発行して約15億円を調達し、その全額を秋元竜弥氏に割り当てることを決議いたしました。しかし、平成21年4月21日に秋元竜弥氏から、当時当社が金融債権者と種々の諸条件の約定変更について協議しておりましたが、一部の金融債権者との協議が未了であったため、そのような状況において払い込みを行うことについて懸念があるため、払込を行うことができない旨の説明を受けました。当社はやむを得ず、平成21年4月21日付取締役会で第三者割当による新株式の発行を中止することを決議いたしました。

本第三者割当による新株式発行においては、秋元竜弥氏名義の預金通帳により払込金額を上回る資金があることを確認しております。また、秋元竜弥氏からは、本第三者割当増資については、当社と金融債権者との諸条件については事業再生ADR手続の成立により

懸念事項はないことから、本第三者割当増資に係る払込金額を払込期日に払い込む旨の書面を本有価証券届出書提出後本日中に受領する予定です。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 25 年 7 月 3 日現在）		募集後	
秋元竜弥	25.69%	秋元竜弥	60.73%
株式会社エム・エル・エス	6.44%	株式会社エム・エル・エス	3.40%
日本証券金融株式会社	3.15%	日本証券金融株式会社	1.67%
山崎一弘	1.76%	山崎一弘	0.93%
井康彦	1.60%	井康彦	0.84%
牧間次夫	1.10%	牧間次夫	0.58%
楽天証券株式会社	0.78%	楽天証券株式会社	0.41%
當麻勝子	0.70%	當麻勝子	0.37%
バンク オブ ニューヨーク GCM	0.69%	バンク オブ ニューヨーク GCM	0.36%
今成博晴	0.61%	今成博晴	0.32%

(2) A種優先株式

募集前（平成 25 年 7 月 3 日現在）		募集後	
株式会社エム・エル・エス	77.17%	株式会社エム・エル・エス	77.17%
株式会社関西アーバン銀行	12.65%	株式会社関西アーバン銀行	12.65%
株式会社広島銀行	1.84%	株式会社広島銀行	1.84%
株式会社商工組合中央金庫	1.78%	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
第一勧業信用組合	1.49%	第一勧業信用組合	1.49%
株式会社筑波銀行	1.28%	株式会社筑波銀行	1.28%
株式会社十六銀行	0.77%	株式会社十六銀行	0.77%
株式会社愛媛銀行	0.66%	株式会社愛媛銀行	0.66%
豊田信用金庫	0.62%	豊田信用金庫	0.62%
株式会社もみじ銀行	0.39%	株式会社もみじ銀行	0.39%

(3) B種優先株式

募集前（平成 25 年 7 月 3 日現在）		募集後	
秋元竜弥	71.55%	秋元竜弥	71.55%
株式会社関西アーバン銀行	24.21%	株式会社関西アーバン銀行	24.21%
株式会社筑波銀行	2.43%	株式会社筑波銀行	2.43%
株式会社十六銀行	1.48%	株式会社十六銀行	1.48%
株式会社第三銀行	0.33%	株式会社第三銀行	0.33%

(4) C種優先株式

募集前（平成 25 年 7 月 3 日現在）		募集後	
株式会社エム・エル・エス	39.69%	株式会社エム・エル・エス	39.69%
秋元竜弥	37.50%	秋元竜弥	37.50%
株式会社関西アーバン銀行	12.69%	株式会社関西アーバン銀行	12.69%
株式会社広島銀行	1.84%	株式会社広島銀行	1.84%
株式会社商工組合中央金庫	1.78%	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
第一勧業信用組合	1.49%	第一勧業信用組合	1.49%
株式会社筑波銀行	1.27%	株式会社筑波銀行	1.27%
株式会社十六銀行	0.77%	株式会社十六銀行	0.77%
株式会社愛媛銀行	0.66%	株式会社愛媛銀行	0.66%
豊田信用金庫	0.61%	豊田信用金庫	0.61%

(5) D種優先株式

募集前（平成 25 年 7 月 3 日現在）		募集後	
株式会社エム・エル・エス	39.69%	株式会社エム・エル・エス	39.69%
秋元竜弥	37.50%	秋元竜弥	37.50%
株式会社関西アーバン銀行	12.67%	株式会社関西アーバン銀行	12.67%
株式会社広島銀行	1.84%	株式会社広島銀行	1.84%
株式会社商工組合中央金庫	1.78%	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
第一勧業信用組合	1.49%	第一勧業信用組合	1.49%
株式会社筑波銀行	1.27%	株式会社筑波銀行	1.27%
株式会社十六銀行	0.77%	株式会社十六銀行	0.77%
株式会社愛媛銀行	0.66%	株式会社愛媛銀行	0.66%
豊田信用金庫	0.61%	豊田信用金庫	0.61%

(6) E種優先株式

募集前（平成 25 年 7 月 3 日現在）		募集後	
株式会社エム・エル・エス	100%	株式会社エム・エル・エス	100%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資により調達する資金を不動産仕入資金と運転資金に充当することにより平成 26 年 7 月期において、売上高 14 億円、営業利益 10 百万円、経常利益 5 百万円、当期純利益 4 百万円を計画しております。

(企業行動規範上の手続き)

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は8,955,224株であり、平成25年7月3日現在の当社の発行済株式の総議決権に対して61.8%の割合で希薄化が生じることとなります。また、本第三者割当増資後、秋元竜弥氏は、当社の総株主の議決権の数の56.09%を保有することとなり、支配株主に該当することとなります。従って、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当し、既存株主の株主価値を損なう恐れがあります。当社は、株式会社東京証券取引所の定める規則に従って、大規模な第三者割当増資に該当すること、支配株主の異動を伴うこと、また発行価格が特に有利な価格であることから、本第三者割当増資については、当社臨時株主総会において特別決議による承認を得ることにより、株主の皆様からの意思確認をさせていただくことを予定しています。なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（個別）

	平成22年7月期	平成23年7月期	平成24年7月期
売上高	6,972百万円	4,217百万円	3,240百万円
営業利益	△7,564百万円	△497百万円	△5,132百万円
経常利益	△9,247百万円	△538百万円	△5,176百万円
当期純利益	△8,708百万円	69百万円	△4,469百万円
1株当たり当期純利益	△2,039.21円	7.71円	△446.56円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	△3,014.58円	△2,368.86円	△2,771.67円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年7月3日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,036,871株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	6,317,203株	62.9%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	6,317,203株	62.9%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	6,317,203株	62.9%

(注) 潜在株式数は、第6回新株予約権に係る潜在株式3,100株、A種優先株式に係る潜在株式722,108株、B種優先株式に係る潜在株式1,132,287株、C種優先株式に係る潜在株式2,160,476株、D種優先株式に係る潜在株式2,160,410株、E種優先株式に係る潜在株式138,822株の合計であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年7月期	平成23年7月期	平成24年7月期
始値	701	739	267
高値	1,468	1,599	299
安値	227	202	70
終値	660	267	80

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	158	186	166	340	410	500
高値	268	194	308	513	665	535
安値	152	129	120	235	386	320
終値	191	164	308	330	455	383

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年7月2日
始値	398
高値	401
安値	390
終値	398

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当による新株式（普通株式）の発行

払込期日	平成22年7月28日
調達資金の額	667,277,128円（差引手取概算額）
発行価額	192円
募集時における発行済株式数	4,217,839株
当該募集による発行株式数	3,489,584株
募集後における発行済株式数	14,020,930株
割当先	加藤照美 2,604,167株 北山英樹 468,750株 井康彦 260,417株 風巻正人 156,250株
発行時における当初の資金使途	中古マンションの購入
発行時における支出予定時期	平成22年8月～平成22年10月

現時点における充当状況	中古マンションの購入資金に充当しました。
-------------	----------------------

(注) 募集後における発行済株式数は、平成 22 年 7 月 28 日に払込が完了した第三者割当による新株式（普通株式）の発行、第三者割当による新株式（譲渡制限種類株式）の発行、第三者割当による新株式（A種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（B種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（C種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（D種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（E種優先株式）の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

・ 第三者割当による新株式（譲渡制限種類株式）の発行

払込期日	平成 22 年 7 月 28 日
調達資金の額	498, 250, 050 円（差引手取概算額）
発行価額	275 円
募集時における発行済株式数	4, 217, 839 株
当該募集による発行株式数	1, 818, 182 株
募集後における発行済株式数	14, 020, 930 株
割当先	秋元竜弥 1, 818, 182 株
発行時における当初の資金使途	中古マンションの購入
発行時における支出予定時期	平成 22 年 8 月～平成 22 年 10 月
現時点における充当状況	中古マンションの購入資金に充当しました。

(注) 募集後における発行済株式数は、平成 22 年 7 月 28 日に払込が完了した第三者割当による新株式（普通株式）の発行、第三者割当による新株式（譲渡制限種類株式）の発行、第三者割当による新株式（A種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（B種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（C種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（D種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（E種優先株式）の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

・ 第三者割当による新株式（A種優先株式）の発行

払込期日	平成 22 年 7 月 28 日
調達資金の額	2, 674, 800, 000 円（D E S によるため、金銭の払込はなされません。）
発行価額	300, 000 円
募集時における発行済株式数	4, 217, 839 株
当該募集による発行株式数	8, 916 株
募集後における発行済株式数	14, 020, 930 株
割当先	株式会社関西アーバン銀行 1, 128 株 株式会社商工組合中央金庫 159 株 第一勧業信用組合 133 株

	株式会社広島銀行	164 株
	株式会社山陰合同銀行	29 株
	株式会社愛媛銀行	59 株
	株式会社筑波銀行	114 株
	豊田信用金庫	55 株
	東京三協信用金庫	47 株
	株式会社岐阜銀行	69 株
	興銀リース株式会社	51 株
	株式会社中京銀行	28 株
	株式会社もみじ銀行	35 株
	蒲郡信用金庫	16 株
	株式会社福島銀行	31 株
	神奈川県信用農業協同組合連合会	5 株
	株式会社北陸銀行	24 株
	株式会社第三銀行	16 株
	ジーエス・ティーケー・ホールディング ス・フォー合同会社	3,335 株
	ミネルヴァ債権回収株式会社	3,271 株
	株式会社麴町興産	147 株
発行時における当初の資金使途	本優先株式発行は当社に対する金銭債権の D E S に よるものでありますので、発行日に払い込まれる金 銭はなく、手取金もございません。	
発行時における支出予定時期	—	
現時点における充当状況	—	

(注) 募集後における発行済株式数は、平成 22 年 7 月 28 日に払込が完了した第三者割当による新株式(普通株式)の発行、第三者割当による新株式(譲渡制限種類株式)の発行、第三者割当による新株式(A種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(B種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(C種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(D種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(E種優先株式)の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

・ 第三者割当による新株式(B種優先株式)の発行

払込期日	平成 22 年 7 月 28 日
調達資金の額	8,010,300,000 円 (D E S によるため、金銭の払込は なされません。)
発行価額	300,000 円
募集時における発行済株式数	4,217,839 株

当該募集による発行株式数	26,701株
募集後における発行済株式数	14,020,930株
割当先	株式会社関西アーバン銀行 3,384株 株式会社商工組合中央金庫 475株 第一勸業信用組合 398株 株式会社広島銀行 492株 株式会社山陰合同銀行 87株 株式会社愛媛銀行 177株 株式会社筑波銀行 340株 豊田信用金庫 164株 東京三協信用金庫 141株 株式会社岐阜銀行 207株 興銀リース株式会社 150株 株式会社中京銀行 83株 株式会社もみじ銀行 103株 蒲郡信用金庫 48株 株式会社福島銀行 91株 神奈川県信用農業協同組合連合会 15株 株式会社北陸銀行 72株 株式会社第三銀行 46株 ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 10,003株 ミネルヴァ債権回収株式会社 9,785株 株式会社麴町興産 440株
発行時における当初の資金使途	本優先株式発行は当社に対する金銭債権のD E Sによるものでありますので、発行日に払い込まれる金銭はなく、手取金もございません。
発行時における支出予定時期	—
現時点における充当状況	—

(注) 募集後における発行済株式数は、平成22年7月28日に払込が完了した第三者割当による新株式(普通株式)の発行、第三者割当による新株式(譲渡制限種類株式)の発行、第三者割当による新株式(A種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(B種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(C種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(D種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(E種優先株式)の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

- ・ 第三者割当による新株式(C種優先株式)の発行

払込期日	平成 22 年 7 月 28 日
調達資金の額	8,002,403,104 円 (D E S によるため、金銭の払込はなされません。)
発行価額	3,704 円
募集時における発行済株式数	4,217,839 株
当該募集による発行株式数	2,160,476 株
募集後における発行済株式数	14,020,930 株
割当先	株式会社関西アーバン銀行 274,082 株 株式会社商工組合中央金庫 38,437 株 第一勧業信用組合 32,134 株 株式会社広島銀行 39,789 株 株式会社山陰合同銀行 7,010 株 株式会社愛媛銀行 14,241 株 株式会社筑波銀行 27,512 株 豊田信用金庫 13,181 株 東京三協信用金庫 11,387 株 株式会社岐阜銀行 16,708 株 興銀リース株式会社 12,113 株 株式会社中京銀行 6,686 株 株式会社もみじ銀行 8,248 株 蒲郡信用金庫 3,838 株 株式会社福島銀行 7,264 株 神奈川県信用農業協同組合連合会 1,138 株 株式会社北陸銀行 5,810 株 株式会社第三銀行 3,705 株 ジーエス・ティーケー・ホールディング 810,114 株 グス・フォー合同会社 ミネルヴァ債権回収株式会社 791,455 株 株式会社麴町興産 35,624 株
発行時における当初の資金使途	本優先株式発行は当社に対する金銭債権の D E S によるものでありますので、発行日に払い込まれる金銭はなく、手取金もございません。
発行時における支出予定時期	—
現時点における充当状況	—

(注) 募集後における発行済株式数は、平成 22 年 7 月 28 日に払込が完了した第三者割当による新株式(普通株式)の発行、第三者割当による新株式(譲渡制限種類株式)の発行、第三者割当による新株式(A種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(B

種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(C種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(D種優先株式)の発行、第三者割当による新株式(E種優先株式)の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

・ 第三者割当による新株式(D種優先株式)の発行

払込期日	平成22年7月28日	
調達資金の額	8,002,158,640円(D E Sによるため、金銭の払込はなされません。)	
発行価額	3,704円	
募集時における発行済株式数	4,217,839株	
当該募集による発行株式数	2,160,410株	
募集後における発行済株式数	14,020,930株	
割当先	株式会社関西アーバン銀行	274,080株
	株式会社商工組合中央金庫	38,435株
	第一勧業信用組合	32,132株
	株式会社広島銀行	39,788株
	株式会社山陰合同銀行	7,008株
	株式会社愛媛銀行	14,240株
	株式会社筑波銀行	27,510株
	豊田信用金庫	13,179株
	東京三協信用金庫	11,385株
	株式会社岐阜銀行	16,707株
	興銀リース株式会社	12,112株
	株式会社中京銀行	6,684株
	株式会社もみじ銀行	8,247株
	蒲郡信用金庫	3,837株
	株式会社福島銀行	7,262株
	神奈川県信用農業協同組合連合会	1,136株
	株式会社北陸銀行	5,809株
	株式会社第三銀行	3,704株
	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	810,112株
	ミネルヴァ債権回収株式会社	791,420株
	株式会社麴町興産	35,623株
発行時における当初の資金使途	本優先株式発行は当社に対する金銭債権のD E Sによるものでありますので、発行日に払い込まれる金銭はなく、手取金もございません。	

発行時における支出予定時期	—
現時点における充当状況	—

(注) 募集後における発行済株式数は、平成 22 年 7 月 28 日に払込が完了した第三者割当による新株式（普通株式）の発行、第三者割当による新株式（譲渡制限種類株式）の発行、第三者割当による新株式（A 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（B 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（C 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（D 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（E 種優先株式）の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

・ 第三者割当による新株式（E 種優先株式）の発行

払込期日	平成 22 年 7 月 28 日
調達資金の額	514,196,688 円（D E S によるため、金銭の払込はなされません。）
発行価額	3,704 円
募集時における発行済株式数	4,217,839 株
当該募集による発行株式数	138,822 株
募集後における発行済株式数	14,020,930 株
割当先	GS Capital Partners VI Fund, L. P. 64,801 株 GS Capital Partners VI Offshore Fund, L. P. 53,899 株 GS Capital Partners VI Parallel, L. P. 17,819 株 GS Capital Partners VI GmbH&Co., KG. 2,303 株
発行時における当初の資金使途	本優先株式発行は当社に対する金銭債権の D E S によるものでありますので、発行日に払い込まれる金銭はなく、手取金もございません。
発行時における支出予定時期	—
現時点における充当状況	—

(注) 募集後における発行済株式数は、平成 22 年 7 月 28 日に払込が完了した第三者割当による新株式（普通株式）の発行、第三者割当による新株式（譲渡制限種類株式）の発行、第三者割当による新株式（A 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（B 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（C 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（D 種優先株式）の発行、第三者割当による新株式（E 種優先株式）の発行により増加したそれぞれの発行株式数を合計しております。

10. 発行要領

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 8,955,224 株 |
| (2) 発行価額 | 普通株式 1 株につき金 134 円 |

- | | | |
|-----|------------------|---|
| (3) | 発行価額の総額 | 1,200,000,016 円 |
| (4) | 出資財産の内容及び価額 | (現物出資) 秋元竜弥氏が当社に対して有する金銭
債権 4 億 50 百万円のうち 449,999,872 円
(金銭による出資) 750,000,144 円 |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金の額 総額 600,000,008 円
資本準備金の額 総額 600,000,008 円 |
| (6) | 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による |
| (7) | 割当日及び払込期日 | 平成 25 年 7 月 31 日 |
| (8) | 割当予定先及び割当株式数 | 秋元竜弥 8,955,224 株 |
| (9) | その他 | 前各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力の発生及び当社の株主総会の決議により承認されることを条件とする。 |

以上